

～平成28年度税制改正①～

当Noは、平成28年度税制改正のうち、事業法人に関わるものを見していく。今回のテーマは法人税率の引下げと減価償却制度の見直しである。

(ポイント)

- ・法人税率が平成28年度には23.4%（現行23.9%）、平成30年度には23.2%（現行23.9%）に引下げ
- ・建物附属設備・構築物については減価償却方法が定額法に一本化
- ・鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物に限る）については定額法・生産高比例法に限定

1. 法人税率の引下げ

国際的な法人税率の引下げ等の動向から、国内の法人税率を30%以内にする目的から、法人税率の引下げが行われる。なお、中小法人等の実効税率が高いのは、外形標準課税の所得割部分の税率引下げ等が反映されないためである。適用は平成28年4月1日以後および平成30年4月1日以後に開始する事業年度からとなる。

（法人税率の改正）

法人および所得の区分		現 行		改正案 (平成28年度)		改正案 (平成29年度)		改正案 (平成30年度以降)	
		法人税率	法人実効 税率※2	法人税率	法人実効 税率※2	法人税率	法人実効 税率※2	法人税率	法人実効 税率※2
中小法人※1、一般社団法人等 および人格のない 社団等	年400万円以下の 金額	15%	21.42%	15%	21.42%	19%	25.99%	19%	25.99%
	年400万円超 年800万円以下の 金額		23.20%		23.20%		27.57%		27.57%
	年800万円超の金 額	23.9%	34.33%	23.4%	33.80%	23.4%	33.80%	23.2%	33.59%
中小法人以外の普通法人※3		23.9%	32.11%	23.4%	29.97%	23.4%	29.97%	23.2%	29.74%

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）

※2 法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算

※3 法人実効税率算定上の法人事業税および法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人については軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算

※4 法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算

※5 現行では平成28年度以降は31.33%

（裏面に続く）



～平成28年度税制改正①～

2. 減価償却制度の見直し

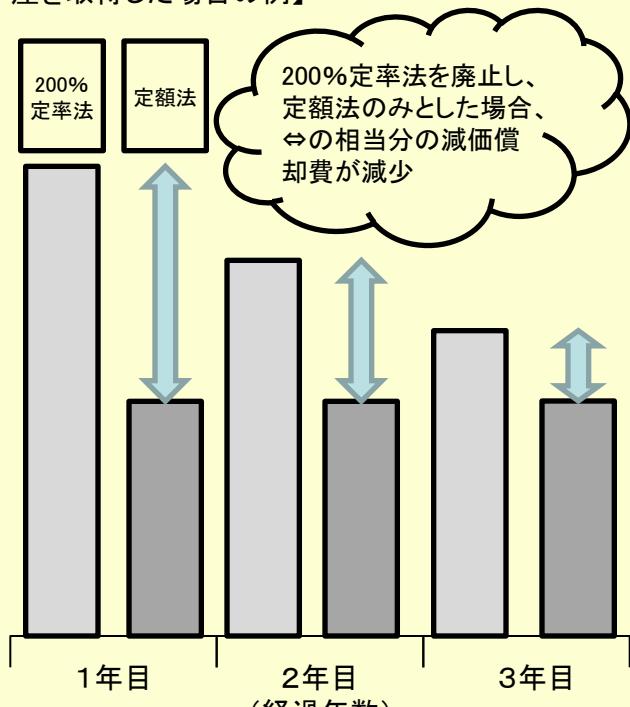
国際的な会計基準の動向や建物や構築物の償却減価の実態(機能的・物理的な減耗等が定額等を反映して、建物附属設備・構築物については、減価償却方法を定額法に一本化する。また、鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備、構築物に限る)については、定額法・生産高比例法に限定する。平成28年4月1日以後に取得する減価償却資産について適用される。

(改正対象の減価償却資産)

科目	現行	改正案
建物	定額法	定額法
建物附属設備※1	定額法・定率法	定額法
構築物※1	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具・器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法
鉱業用減価償却資産 ※2	定額法・ 定率法・ 生産高比例法	定額法・ 生産高比例法

(償却費のイメージ)

【取得価額100万円 耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】



(出典) 経済産業省資料一部加筆

※1鉱業用を除く

※2建物・建物附属設備・構築物に限る

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム: 実務家のひとこと

(外形標準課税適用法人の法人事業税率見直し)

外形標準課税は資本金1億円超の事業法人に適用される課税であるが、平成28年度税制改正でも、付加価値割や資本割、所得割の税率の見直しがされ、利益や所得等の業績等の影響が比較的少ない外形部分(付加価値割、資本割)の比重を高くする改正がされている。収税を安定確保するための施策といえ、一般的には増税方向になる可能性が高く、一定の調整計算で配慮しているところである。ところで、今回の税制改正により、外形標準課税適用法人の法人事業税率は見直されるのであるが、各都道府県の事業税率は条例により変更される。通常は税制改正法の成立後に条例が公布されることになる。改正税法の成立が3月末など大きく遅れると条例公布も遅れる可能性があるので。標準税率を設定する都道府県はもとより、超過税率が想定される都道府県には特に留意が必要となる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。